

共同利用研究員申請手続きの一部追加、 『安全保障輸出管理に係る誓約書』の提出について

令和2年度9月1日付けで量子科学技術研究開発機構の安全保障輸出管理規定が改訂されました。これに伴い共同利用研究員の申込時に『安全保障輸出管理に係る誓約書』の提出が必須となりました。共同利用研究員申請時に必要な書類は、

- ①放射線医学総合研究所共同利用研究員申請書、
- ②研究活動の不正行為に関する誓約書、
- ③**安全保障輸出管理に係る誓約書**

となります。

共同利用によって得られた研究成果(技術情報並びに物品)を輸出する場合(論文発表等を含む)には事前に所内対応者と良く協議の上、行って下さい。

量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門共同利用研究員申請書

Application Form for a Collaborative Researcher

量子生命・医学部門長 殿

年 月 日

Director General, Quantum Life and Medical Science Directorate

Date(yy/mm/dd) _____.

共同利用研究員として採用願いたく、下記の通り申請します。

(ふりがな) 氏名 Name (Last/First/M)		性別 Sex	
		生年月日 Date of Birth	
		国籍 Nationality	
所属機関名 部署名 Affiliation & Department		電話 Phone	
		FAX	
		e-mail	
		職名 Job Title	
所在地 Address	〒		
転送先 Mailing Address	(上記所在地と違っている場合 If different from the above address.) 〒		
年/Year 月/Month	主な学歴及び職歴 Recent Academic and Professional Experience		
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
共同利用研究課題名 Title of Research Project at QST-HIMAC			
申請期間 Duration	__年度から __年度間*1まで (最長で3年度間まで) Valid for ____ years beginning in FY ____ of Research (maximum:3years)		

*1 例：2022年～2024年度までの3年間の場合、3と記入。

承諾書 (Agreement by a Senior Official from the Home Institution of the Applicant)

量子生命・医学部門長 殿

Director General, Quantum Life and Medical Science Directorate

上記の者が量子生命・医学部門の共同利用研究員となることを承諾いたします。

I grant permission for this applicant to be involved in research at Quantum Life and Medical Science Directorate.

機関名

Institution _____

所属機関長 職名

Title of Senior Official _____

氏名

Name _____ Signature _____

職印

備考：日本の機関の場合は、所属機関長の職印を使用してください。その場合、Signatureは不要です。
(所属機関長は、大学では学部長など、それ以外では同等の管理責任者とします。)

(別紙2)受入研究員等用

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

理事長 平野 俊夫 殿

研究活動の不正行為に関する誓約書

私は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に委嘱又は受け入れられるに当たり、「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」をはじめとする貴機構の受入研究員等に適用される規程類、研究費配分機関の規則類及び法令を遵守し、下記に掲げる行為を行わず、荷担せず、また、それらの行為を発見した場合には遅滞なく報告し、誠実に行動することを誓約します。

万が一これに違反し、又は相違があった場合には、貴機構の規程類に基づく委嘱・受入れの取消しその他のいかなる処分又は研究費配分機関からの処分がなされても何ら異議を申し立てないことはもちろん、処分に係わる法的な責任を負担するとともに、これにより貴機構に損害を被らしめた際には、その損害賠償の責めを負うことを誓約します。

記

1. ねつ造、改ざん、盗用等の研究の不正行為
2. 預け金、プール金、着服等の研究に係る経費の不正使用

年 月 日

受入組織 量子生命・医学部門量子医科学研究所 物理工学部

現住所

氏名

印

安全保障輸出管理に係る誓約書
Pledge for Security Export Control

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

理事長 殿

To QST President

氏名(自署)Signature: _____

In print (Full name):

私は、機構に受け入れられるに当たり、次のことを誓約します。

I hereby pledge that:

1. 無断で機構の所有物の提供及び機構外への持出しを行いません。また、研究開発によって得られた成果及び取得した技術情報を、受入期間中及び受入期間終了後を問わず、悪用又は兵器転用する行為は行いません。

I will neither provide nor carry out a possession of QST to outside without permission. I will neither abuse, nor divert to arms and weapon, results obtained by R&D or acquired technology information in QST, whether during or after the acceptance period at QST.

2. 研究上の技術情報を受入期間中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合、又はこれを受入期間終了後に行うことが受入期間中に明らかとなった場合には、監督者(受入担当者)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い、所定の手続を行います。

I will consult my supervisor (i.e., the host researcher accepting me as a trainee, a visiting researcher or a visiting collaborative researcher, etc.), and, if deemed necessary, shall implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan, in the case where I wish to provide research-related technology information in a foreign country or to a non-resident or a resident under the significant influence of a non-resident (i.e., a person falling under the “Specific Categories”.) during the acceptance period at QST or it becomes obvious during this period that I may conduct such information provision after this period.

3. 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を受入期間中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合、又はこれらを受入期間終了後に輸出することが受入期間中に明らかになった場合には、監督者(受入担当者)に相談するとともに、必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い、所定の手続を行います。

I will consult my supervisor (i.e., the QST staff accepting me as a trainee, a visiting researcher or a visiting collaborative researcher, etc.), and, if deemed necessary, shall implement the procedures prescribed by the Foreign Exchange and Foreign Trade Act and applicable acts and ordinances established by the Government of Japan in the case where I wish to export (sending to foreign countries or bringing out, etc.) devices or materials used in my research or tangible objects gained from the research to foreign countries during the acceptance period at QST or it becomes obvious during this period that I may export the aforesaid items after this period.

新型コロナウイルス影響下での課題募集に関する注意事項

(申請者及び参加者の方へ)

本年度は、新型コロナウイルス感染症が終息していない状況下でのHIMAC共同利用の実施となる可能性が極めて高いと思われます。各国、各地域での状況も大きく異なり、さらにこの先、実験の実施時にどのような状況になっているかは、現時点では予測し難い部分があります。そのため、下記の点を了承した上で課題申請を行ってください。なお、申請を出された段階で、以下の条件は承認をいただいたものとします。

- ・来所の時点での量子科学技術研究開発機構、並びに量子生命・医学部門が定めるルールに従って下さい。

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響によりマシンタイムを停止せざるを得なくなる可能性があります。その場合でもマシンタイムの補填は致しません。また仮に、量研機構千葉地区に来所後にマシンタイムがキャンセルになったとしても、来所に伴う旅費交通費等の補填は致しません。

以上、

HIMAC 共同利用研究推進室